

# J A S 法を巡る現状と課題について

1 . J A S 法の変遷 ( 主要なポイント )	．．． 1
2 . 行政改革の動き	．．． 4
3 . 食の安全・安心等を巡る最近の動き	．．． 9
4 . 今後の検討課題及びスケジュール	．． 1 1

平成 1 5 年 1 0 月

農 林 水 産 省

## 1. JAS法の変遷（主要なポイント）

	法律の目的	JAS規格の定義	格付・マーク貼付の実施主体	品質表示基準の対象
農林物資規格法の制定（昭和25年）	適正な規格の制定普及による農林物資の品質の向上、生産の合理化、取引の単純公正化及び使用又は消費の合理化	JAS法に基づき農林大臣が定めた規格 規格の定義はなし	国の機関及び都道府県	規定なし（ただし、JAS規格の内容として表示事項を規定する例あり）
第1次改正（昭和26年）	同上	JAS法に基づき農林大臣が定めた規格 規格とは、農林物資の等級及びその標準をいう	国の機関、都道府県及び登録格付機関	同上
第2次改正（農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律への改正）（昭和45年）	適正な規格の制定普及による農林物資の品質の向上、生産の合理化、取引の単純公正化及び使用又は消費の合理化 農林物資の品質に関する適正な表示を行なわせることによって一般消費者の選択に資すること	JAS法に基づき農林大臣が定めた規格 規格とは、農林物資の品質についての基準及びその品質に関する表示の基準	国の機関、都道府県及び登録格付機関 農林大臣の承認・認定を受けた製造業者が格付の業務の一部行い、格付前にJASマークを付す制度を法定化 認定の技術的基準は、製造・保管・品質管理のための施設、品質管理の組織・実施方法、品質管理担当者の資格等について物資ごとに制定	JAS規格のある農林物資（JAS規格制定見込みのもの含む）で、一般消費者が購入に際して品質を識別することが特に必要と認められるもののうち、一般消費者の経済的利益の保護のため品質表示の適正化が必要なものとして政令指定するもの JAS規格のある農林物資について品質表示基準を定める場合は、JAS規格で定める品質表示基準に準拠
第3次改正（平成5年）	同上	JAS法に基づき農林水産大臣が定めた規格であって、次に掲げる品質の基準 品位、成分、性能その他の品質についての基準 生産の方法についての基準（対象農林物資に制限あり） 規格とは、農林物資の品質についての基準及びその品質に関する表示の基準をいう。 生産行程管理者制度の導入	国の機関、都道府県及び登録格付機関 農林水産大臣の承認・認定を受けた製造業者及び生産行程管理者が格付の業務の一部と格付前のJASマークの貼付を実施 農林水産大臣の承認を受けた小分け業者が小分け前と同一のJASマークを貼付	次の農林物資で、一般消費者が購入に際して品質を識別することが特に必要と認められるもののうち、一般消費者の経済的利益の保護のため品質表示の適正化が必要なものとして政令指定するもの JAS規格のある農林物資（JAS規格制定見込みのもの含む） その特性からみてJAS規

	法律の目的	J A S 規格の定義	格付・マーク貼付の実施主体	品質表示基準の対象
		により、 の J A S 規格については、生鮮食品や日配品も対象に（地鶏肉等）		<p>格の制定が困難な農林物資で、一般消費者が購入に際してその品質を識別することが著しく困難なもの</p> <p>J A S 規格のある農林物資について品質表示基準を定める場合は、J A S 規格で定める品質表示基準に準拠</p>
第 4 次改正（平成 1 1 年）	同上	<p>J A S 法に基づき農林水産大臣が定めた規格であって、次に掲げる品質の基準</p> <p>品位、成分、性能その他の品質についての基準</p> <p>生産の方法についての基準（<u>対象農林物資の制限を緩和</u>）</p> <p>規格とは、農林物資の品質についての基準をいう（<u>表示の基準を原則として分離</u>）</p> <p>自己格付制度の導入により、 の J A S 規格についても、生鮮食品や日配品が対象に（現在制定された品目はない）</p>	<p>都道府県、農林水産消費技術センター及び登録格付機関登録認定機関の認定を受けた製造業者及び生産行程管理者が自己格付</p> <p>認定の技術的基準には、格付の組織・実施方法、格付担当者の資格等についての規定を追加</p> <p>登録格付機関、登録認定機関には外国機関、営利法人の参入も可能に。</p> <p>規格として生産の方法についての基準が定められた農林物資については、<u>登録認定機関の認定を受けた小分け業者が小分け前と同一の J A S マークを貼付</u></p> <p>政令指定により規格適合品のみ特定の表示が認められる農林物資（有機農産物等）については、<u>登録認定機関の認定を受けた輸入業者が、格付品と同等と証明されたものを</u></p>	<p><u>農林物資のうち飲食料品</u></p> <p>飲食料品以外の農林物資で一般消費者が購入に際して品質を識別することが特に必要と認められるもののうち、一般消費者の経済的利益の保護のため品質表示の適正化が必要なものとして政令指定するもの（現在政令で指定されている物資はない）</p> <p><u>なお、品質表示基準とは別に、生産の方法についての J A S 規格のある農林物資であって、当該 J A S 規格の定める名称が当該 J A S 規格の定める生産の方法以外の方法で生産された他の農林物資にも用いられ、これを放置しては一般消費者の選択に著しい支障を生ずるおそれがあるため、名称の表示の適正化を図ることが特に必要と認められるものとして政令指定するものについて、J A S 規格によ</u></p>

	法律の目的	J A S 規格の定義	格付・マーク貼付の実施主体	品質表示基準の対象
			輸入し、J A S マークを貼付	る格付表示がなければ当該名称の使用を禁止（有機 J A S マークなき有機表示の禁止）

J A S 法は、次のような変遷をたどっている。

追加  
制度全体：規格のみの制度 品質表示基準を追加 規格適合品のみ特定の表示（「有機」等）を認める規制を追加

規格の内容：品質の基準として「生産の方法についての基準」（有機・地鶏肉等）を追加

格付の方法：国、都道府県、登録格付機関による格付 承認・認定工場制度の追加 承認・認定工場制度の廃止、登録認定機関（第三者認証機関）の認定を受けた製造業者等が自ら格付を行う制度を追加（自己格付への移行）

承認・認定工場制度 大臣の承認・認定を受けた工場が、登録格付機関の行う格付の業務の一部（サンプリング等）を実施するとともに、格付前に J A S マークを貼付する制度（平成 1 1 年の法改正により廃止）

## 2 . 行政改革の動き

### ( 1 ) 行政改革大綱 ( 平成 1 2 年 1 2 月 1 日 閣議決定 )

基本的考え方：21世紀の我が国経済社会を自律的な個人を基礎とした、より自由かつ公正なものとするため、これまでの国・地方を通ずる行政の組織・制度の在り方、行政と国民との関係等を抜本的に見直し、新たな行政システムを構築（平成17年までの間を一つの目途として各般の行政改革を集中的・計画的に実施）。

公益法人改革の方向性：国から公益法人が委託等、推薦等を受けて行っている検査・認定・資格付与等の事務・事業については、官民の役割分担及び規制改革の観点から厳しく見直した上で、今後とも国の関与が必要とされるものについては、国又は独立行政法人が実施することとし、独立行政法人への事務移管その他所要の措置を講ずる。これ以外のものについては、当該事務・事業に対する国の関与は廃止するなどの措置を講ずる等（平成13年度末を目途に実施計画を策定、平成17年度末までのできる限り早い時期に実行）。

### ( 2 ) 公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画 ( 平成 1 4 年 3 月 2 9 日 閣議決定 )

改革実施計画の対象：

公益法人が国から委託等、推薦等を受けて行っている（＝行政代行型の）検査・認定・資格付与等の事務・事業  
国からの公益法人への補助金・委託費等

JAS法に基づく格付・認定の事業については、特定非営利法人や株式会社も参入しているが、制度上、行政代行型の検査・検定の事業であるとして、見直しの対象とされた。

基本原則：

公益法人が国の代行機関として行う検査・検定等の事務・事業については、官民の役割分担及び規制改革の観点から見直し、廃止するものを除き、規制改革推進3か年計画（改定）（平成14年3月29日閣議決定）に示された基準認証の見直しの考え方を踏まえ、国の関与を最小限とし、事業者の自己確認・自主保安を基本とする制度に移行することを基本原則とする。

この場合、直ちに事業者の自己確認・自主保安のみに委ねることが国際ルールや消費者保護等の観点から必ずしも適当でないときは、法令等に明示された一定の要件を備え、かつ、行政の裁量の余地のない形で国により登録された公正・中立な第三者機関（以下「登録機関」という。）による検査・検定等の実施とする。

ＪＡＳ法についての具体的な措置内容：

ＪＡＳ規格に関する検査・格付を平成１７年度までに「登録機関」において実施

ＪＡＳマーク対象品目を削減

ＪＡＳ規格に関する製造業者等の認定については

イ 有機食品の規格に関しては、その制度導入の背景や、食品に対する国民の信頼回復の状況を注視しつつ、新たに導入を予定している消費者が食品の生産履歴情報を入手できる仕組みと併せ、「登録機関」による実施の方向で平成１７年度までに検討し、結論を得る

ロ その他の規格に関しては、平成１７年度までに「登録機関」において実施

(３)「登録機関による実施」に向けて必要な制度改正のポイント(【 】内はＪＡＳ法の対応必要性)

#### 登録機関の登録要件

行政の裁量を排除するため、登録の要件は法令において可能な限り明確にする。【法第１６条第２項及び第３項；要検討】

特に、登録の要件として、(ア)業務を実施するために必要な設備、人員等を有すること及び(イ)受検事業者の支配を受ける関係にあると認められる一定の外形的な基準に該当するものではないことについて、法律に明確に規定することとされている。

登録の申請者が要件のすべてに適合しているときは、主務大臣は登録をしなければならないこととする。【法第１６条第２項等；対応済み】

登録の要件として、「十分な経理的基礎を有すること」等の規定は設けず、受検事業者が自らの責任で登録機関の適否を判断できるよう、財務諸表等の情報開示を義務づける。【法第１６条第２項等；要検討】

公益法人要件及び需給調整のための要件は設けない。【対応済み】

#### 民間の事業として実施

主務大臣は検査等の実施主体とならない。(ただし、天災等の理由で登録機関が業務を実施することが困難な場合等を除く。)

【法第１５条第１項等；要検討】

登録機関の検査結果等に係る紛争については、民間で解決することを原則とし、主務大臣に対する審査請求は認めない。

【法第２１条の２；要検討】

みなし公務員規定は設けない。【法第第１７条の８；要検討】

#### 公正性、中立性を確保するための最小限の措置

登録機関に対し、求められた場合は検査等を実施すべきこと、検査等は公正かつ基準に適合する方法で実施すべきことを義務づける。【第14条の2等；要検討】

業務規程の認可制、業務の休廃止の許可制は、それぞれ届出制に改める。【第17条の2等；要検討】

一般的な「監督命令」の規定は廃止し、発動の要件を明らかにした命令（「改善命令」等）により、適正な業務運営を担保する。【第19条の2；要検討】

行革の流れの中で、公益法人が行う検査・検定等の事務・事業の見直しの一環としてJAS制度の見直しが必須。具体的には、国の関与を最小限とする方向で、少なくとも次の措置を講ずる必要。

行政の裁量の余地のない形で国により登録された公正・中立な登録認定機関等による認定業務等の実施  
JASマーク対象品目の削減

（参考）改革実施計画に挙げられた他法令の動向（例）

#### （1）食品衛生法

改革実施計画：食品等の命令検査につき「行政責任を維持しつつ検査機関の指定を登録に変更することにつき、食品の安全規制の在り方の見直しの中で検討」。

対応状況：本年5月の食品衛生法の改正により、検査機関の指定制を登録制に改め、民間の検査機関の参入を可能とするとともに、登録要件を法律で詳細に規定し「法令等に明示された一定の要件を備え、かつ、行政の裁量の余地のない形で国により登録された公正・中立な第三者機関」が検査を行うよう見直し。

#### （2）飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律

改革実施計画：規格設定飼料の公定規格による検定につき「登録機関において実施」。

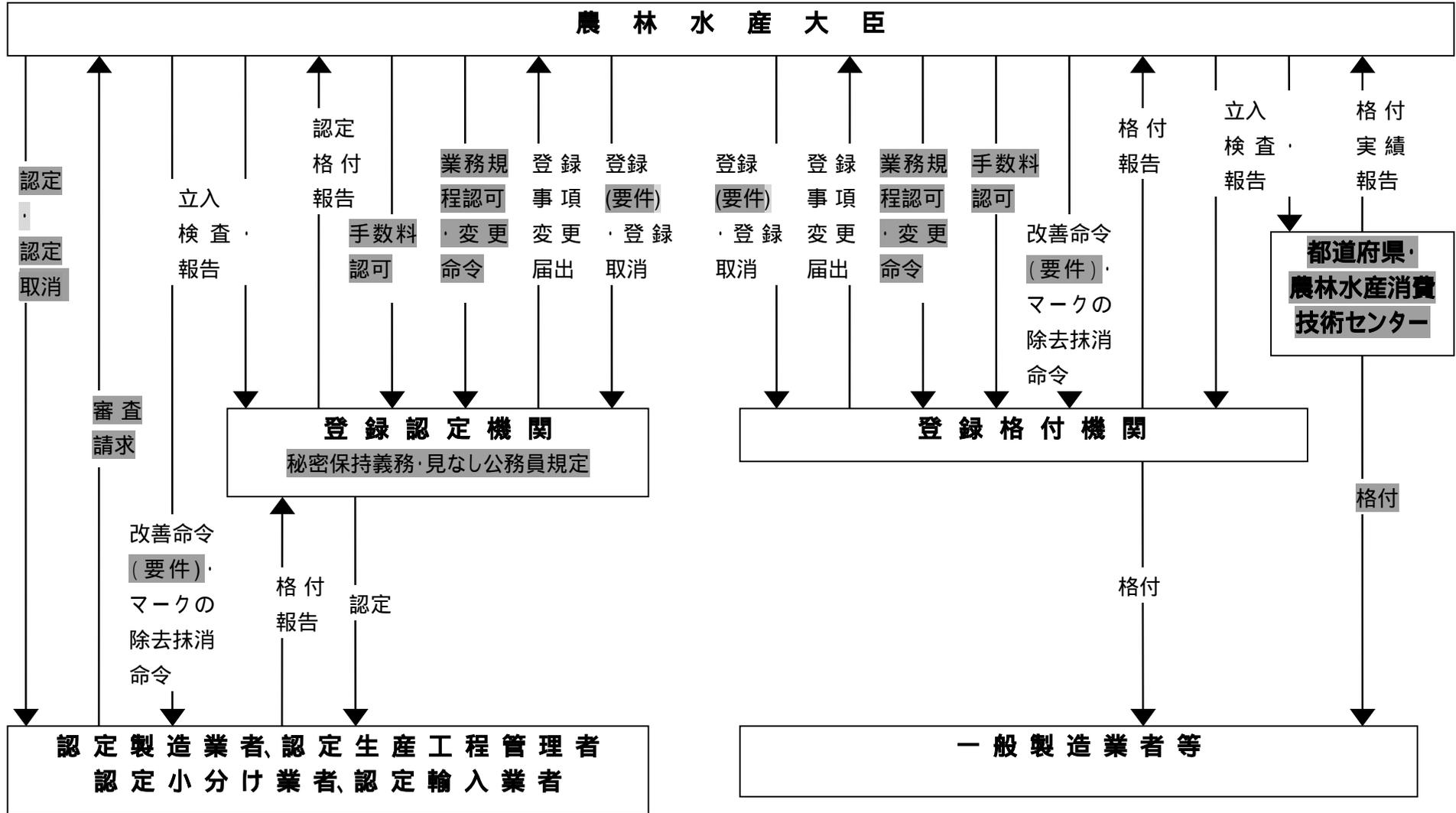
対応状況：本年6月の飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の改正により、検定機関の指定制を登録制に改め、民間の検定機関の参入を可能とするとともに、登録要件を法律で詳細に規定し、「法令等に明示された一定の要件を備え、かつ、行政の裁量の余地のない形で国により登録された公正・中立な第三者機関」が検査を行うよう見直し。

(3) 工業標準化法（JIS法）

改革実施計画：JISマーク表示申請者の認定につき「平成17年度までに登録機関による実施へ移行するとともに、JISマーク対象品目の削減」等。また、JISマーク表示認定工場に対する公示検査につき、「平成17年度までに登録機関により実施」。

対応状況：14年7月以降、日本工業標準調査会に「新時代における規格・認証制度のあり方検討特別委員会」を設け検討。公益法人改革関連部分以外のJIS制度の見直しも併せ、15年6月に同特別委員会の報告が日本工業標準調査会で了承され、現在法改正に向けて準備中。

JAS法における登録認定機関、登録格付機関に対する国の関与  
 (現行法令で定められている事項。■は改革実施計画により見直しが必要と考えられる規定)



### 3 . 食の安全・安心等を巡る最近の動き

#### ( 1 ) 食品表示の信頼回復

平成14年1月以降、食品の不正表示事件が続発。食品表示の信頼回復のため、同年7月にJAS法を改正して公表の迅速化と罰則の大幅な強化の措置を講じるとともに、新たに設置した地方農政事務所等に表示専任の職員を2,000人配置するなど監視体制を強化。

食品表示に関する基準について、JAS調査会の小委員会と薬事・食品衛生審議会の調査会を共同開催（食品の表示に関する共同会議）し、JAS法及び食品衛生法に共通する表示項目の整合性の確保等を中心に、食品表示に関する基準全般について調査審議。

共同会議では、これまでに、期限表示の用語・定義の統一（「賞味期限」と「品質保持期限」の用語の統一等）、加工食品の原料原産地表示の対象品目の選定のあり方等について議論。今後も、食品表示に関する基準（JAS法についてはJAS法に基づく品質表示基準）について順次議論を進めていく予定。

#### ( 2 ) JAS規格の制定・見直し

平成11年のJAS法改正により、JAS規格については5年に一度見直しを行うこととされ、既存のJAS規格はJAS調査会で順次、審議・議決を経ている。見直しの現状については、平成11年のJAS法改正時に存在した既存101品目のうち既に見直しの告示がすでにあるものが44品目あり、JAS調査会総会が終了したものを合わせれば68品目ある（平成15年9月末現在）。

一方、本年6月に農林水産省においてとりまとめた「食の安全・安心のための政策大綱」では、新しいニーズに対応したJAS規格の制定を進めることとされている。

このため、現行JAS法でも対応可能な下記の規格については、すでにJAS調査会において議論を行っているところ。

消費者の「食」に対する信頼回復を図るため、トレーサビリティの一環として、生産履歴情報を正確に記録・公表していることを第三者機関に認証してもらう規格としての生産情報公表牛肉のJAS規格や生産情報公表豚肉のJAS規格の検討（生産情報公表牛肉のJAS規格については、平成15年9月のJAS調査会総会で議決済み）

消費者や生産者の間で安全で安心な農畜産物や環境に配慮した農業生産への関心が高まりを見せている中で、コーデックス委員会における有機畜産物のガイドラインの採択（平成13年）を踏まえた、有機畜産物のJAS規格や有機畜産物加工食品のJAS規格の検討

既存規格の見直しや現行法上可能な規格の新規制定はJ A S調査会で、食品の表示基準全般についてはJ A S調査会と薬事・食品衛生審議会の共同会議で、それぞれ対応してきているところ。

他方、新たなニーズに十分かつ的確に応えていくためには、このような対応の枠組みを超えた新たなJ A S規格制度のあり方についても検討を行っていく必要。

## 4 . 今後の検討課題及びスケジュール

( 1 ) おおむね 1 ~ 2 月に一度のペースで検討会を開催。

平成 1 6 年夏を目途に中間取りまとめを行い、パブリックコメント募集等を経て、同年秋を目途に最終取りまとめ。

( 2 ) 第 3 回までは、行政改革対応に係る認証制度の在り方を中心に審議。具体的には、改革実施計画に示された「登録機関による実施」に向けて必要な措置を実施しつつ、J A S マークの信頼性等を担保するためにいかなる制度設計が望ましいか、等の観点から、例えば次の事項を検討。

登録機関の登録

- ・登録機関の登録要件として定めるべき事項

民間の事業として実施

- ・検査認証は民間の事業として実施すべきとの考え方に立つ場合の都道府県、農林水産消費技術センターによる格付の取扱い

- ・天災等の場合における例外的な大臣認定の必要性

公正性・中立性を確保するための最小限の措置

- ・登録機関の業務規程の認可制から届出制への移行等、事前規制型から事後チェック型への方向性における、J A S マークの信頼性及び効果を担保するための事後チェック体制の在り方

- ・登録認定機関の登録取消等の場合における、認定事業者の取扱い

その他

- ・有機 J A S に係る登録認定機関の取扱い

- ・登録格付機関による格付の位置付け・役割の検証

( 3 ) 第 4 回以降、新たな社会ニーズに応えた J A S 規格の在り方について議論を開始。

J A S 規格の役割の検証

品質表示基準との関係の整理

社会ニーズに対応した新たな J A S 規格の方向性

J A S 規格の制定・見直しの考え方及び手続きの検証

その他